

厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について
(令和6年1月～12月)

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術を下記のとおりを実施しております。

○区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1
イ	黄斑下手術等等	1
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

○区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	1
イ	水頭症手術等	1
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

○区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

○区分4に分類される手術の件数

97

○その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	13
1歳未満の乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	14
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0